

法務省民商第97号
令和2年5月11日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

遺言書保管事務取扱手続準則の制定について(通達)

標記準則を別添のとおり制定し、本年7月10日から実施することとしましたので、貴職において指定する遺言書保管所における事務を取り扱う遺言書保管官(法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成30年法律第73号)第3条)に周知方取り計らい願います。